

## 役員候補者推薦委員会規則

### (目的)

第1条 一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟（以下「本連盟」という。）の役員の推薦が公正に行われるために、本連盟の定款及び役員候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」という。）の規程に基づき必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 推薦委員会は、役員候補者を選出し、理事会に提出することを任務とする。

### (招集)

第3条 委員長は、役員の選任を行う理事会の開催に先立ち、推薦委員会の開催及び委員の招集を行う。

### (議決)

第4条 推薦委員会の決議は、全体委員数の3分の2以上の出席と、その過半数の賛成をもって決する。

### (情報提供)

第5条 前2条の審議にあたり、役員候補者推薦委員会は、本連盟に対し、理事及び監事候補者に関する必要な情報の提供を求めることができる。

### (推薦候補者名簿及び議事録)

第6条 推薦委員会は、議事終了後速やかに推薦される役員候補者の名簿を作成し、理事会に提出しなければならない。

### (任期)

第7条 推薦委員会委員の任期は、就任後初めて開催される社員総会の終結の時までとする。  
2 推薦委員会の委員は、辞任又は任期満了においても、定員に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務をおこなうものとする。

### (改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則 この規程は、令和3年1月26日施行、令和3年2月1日から施行する。  
令和6年 3月25日改訂